

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ふじや
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 藤原 幸一
- (3) 所在地：愛知県豊明市栄町館 3 6 - 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (12 件)

(平成 30 年 3 月 29 日認定)

「認 1706015290」「認 1706015291」「認 1706015292」

(同年 4 月 2 日認定)

「認 1706016839」「認 1706016840」「認 1706016841」

(同年 10 月 5 日認定)

「認 1806041461」「認 1806041462」「認 1806041463」

(同年 11 月 22 日認定)

「認 1806051135」「認 1806051136」「認 1806051137」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号及び同項第 5 号の規定に基づき、令和 2 年 6 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

監理団体の実習監理を受けなかったこと、及び、外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号 (同法第 9 条第 8 号) 及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。